

災害時における
広域活動拠点に関する協定書

寒川町（以下「甲」という。）と日産工機株式会社（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定書は、寒川町地域防災計画に基づき災害時における甲が行う災害応急活動等に関する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 甲は、次の事項を乙に協力を要請することができる。

- (1) 周辺地域住民への避難場所としての施設の提供に関すること
- (2) 警察及び消防等県外応援機関の活動拠点としての施設の提供に関すること
- (3) その他必要に応じ協力できること

（協力要請）

第3条 甲は、乙に協力を要請するときは、日時、場所及び要請内容を明確にし、文書により行うものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、口頭、電話等の方法により協力を要請し、後日文書をもって処理するものとする。

（原状復帰）

第4条 災害時において甲は乙の所有する施設を使用した場合、その用を終えたとき、その施設を速やかに原状に復するものとする。

（連絡調整）

第5条 災害時における乙の応援活動に関する連絡調整は、甲が指名する者が行うものとする。

（連絡責任者）

第6条 この協定に関する連絡責任者及び災害時の緊急連絡体制については別に定めておく。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

（協定期間）

第8条 この協定は、平成10年9月1日から効力を発生し、甲乙協議のうえ特別の定めによる場合を除き、その効力を持続するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成10年 9月 1日

甲 寒川町宮山165番地

寒川町

寒川町長 藤 沢 賢



乙 寒川町岡田6丁目6番1号

日産工機株式会社

取締役社長 大 村 次 郎

